



大阪大学 第3期中期目標期間
中期目標・中期計画・年度計画
[平成28年度]

第3期中期目標・中期計画とともに

大阪大学では、執行部と部局等の連携のもと第3期の中期目標・中期計画の策定を進めてきましたが、この度、それらについて文部科学省から正式な認可を受けました。中期目標・中期計画は、ミッションの再定義や国立大学改革プランなどの国から提起されている諸課題に関し本学がどのような取り組みを実施するかを公に約するものでもありますが、また同時に本学の特色や魅力を社会に対して積極的にアピールするツールでもあります。

大阪大学の第3期中期目標・中期計画においては、先頃公表された「OU ビジョン 2021」で示された理念を踏まえつつ、その前文で以下のような基本的な目標を提示し、さらにこれらの目標を具体化するものとして、「教育」、「研究」、「社会連携・社会貢献」、「グローバル化」、「業務運営」の5項目のもとにそれぞれの計画事項を記載しています。

- 大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、世界に開かれた大学、世界に貢献する大学となることを志す。
- 多様な知の協奏と共創によって、学問の真髄を極める高いレベルの教育研究を追及する。
- 新たな学術領域の創成、専門分野を超えた知の統合学修を通じて地球規模の社会問題を解決し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。

本リーフレットは、第3期中期目標・中期計画と平成28年度の年度計画を、教職員の皆様が参照しやすいように一覧化したものです。皆様には、本リーフレットを「OU ビジョン 2021」とともに手元におき、また関係部局の中期計画と年度計画なども参照しつつ、日常の様々な教育研究や社学連携の活動あるいは大学の種々の業務を行ううえで、それらが本学のビジョンや中期目標・中期計画の実現にどのように関わっているのかを確認するためにご活用いただければと存じます。

総合計画、評価、広報担当理事
三成 賢次

【参考】

- 「中期目標」：各国立大学法人の基本理念や長期的な目標を実現するために当面の6年間で各法人が達成しようとする目標を定めるもので、国立大学法人の意見に基づき文部科学大臣によって定められます。
- 「中期計画」：中期目標に定める内容を達成するための具体的な計画です。これは中期目標の達成状況を把握する際に用いられる具体的な要素でもあり、国立大学法人が作成して文部科学大臣の認可を受けるものです。
- 「年度計画」：中期計画について年度ごとにどのように遂行していくかを定めたものをいいます。

第3期中期目標・中期計画の概要

-第3期中期目標(平成28年3月1日付け(文部科学大臣提示))-
-第3期中期計画(平成28年3月31日付け(文部科学大臣認可))-

- 大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、世界に開かれた大学、世界に貢献する大学となることを志す。
- 多様な知の協奏と共に創によって、学問の真髄を極める高いレベルの教育研究を追求する。
- 新たな学術領域の創成、専門分野を超えた知の統合学修を通じて地球規模の社会問題を解決し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。

■第3期中期目標・中期計画の主要事項

教育	研究	社会貢献・社会連携	グローバル化	業務運営
<p>高度な専門知識と豊かな教養、高いデザイン力を有し、社会を牽引する「知」を備えた人材を育成。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 新たな学位プログラムの構築、高度汎用力教育プログラム等の実施✓ 教育の質保証と国際標準化(シラバスの実質化、科目番号制の導入等)✓ 学事暦の改革によるグローバルな教育交流の強化✓ 新たな総合入試制度を平成29年度から導入し、入学定員の約10%を受け入れ	<p>イノベーションの推進や心豊かで平和な社会の実現のため、学内の多様性を強みとした異分野融合による新たな学術領域の創造と学術研究の推進により、学問の真髄を極める基礎・基盤研究を振興。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 国際共同研究推進プログラムをはじめとする様々な制度を活用した国際ジョイントラボ等を増加(平成33年度末までに80件)✓ 異分野融合を含めた学術領域を創成するための母体となる組織の設置(平成33年度末までに10領域程度)✓ 優れた業績を誇る研究者の招へい(評価連動型年俸制、クロス・アボイントメント制度等の活用)✓ 若手研究者の支援(若手研究者キャリアアップ支援プログラムやチャレンジ支援プログラム等)	<p>社会ニーズを先取りしたオープンイノベーションを創出すべく、産学者の戦略的かつ包括的な連携を強化・推進し、本学の研究成果を国内外に広く還元。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化(平成33年度末までに新規テーマに取り組む講座・研究所を40以上設立)✓ 研究者の研究成果公開などの活動(アウトリーチ活動)の推進	<p>徹底した「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、多様な知の協奏と共に創を具現化する世界展開力を強化。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 学生の海外派遣増加、留学生の受入増加(平成33年度までに派遣8%、受入15%)✓ 大学間学術交流協定の増加(平成32年度末までに120件)✓ 外国人教員の増加(平成33年度末までに400名程度)	<p>総長のリーダーシップのもと、機動的・弾力的な組織運営を行い、構成員の合意形成と透明性の確保を旨とする経営戦略に基づくガバナンスを構築。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 大学の強みや特色を生かした機動的なガバナンス体制を構築✓ 学内資源の戦略的な配分

第3期中期目標・中期計画・年度計画（平成28年度）

中期目標 (平成28年3月1日 文部科学大臣提示)	中期計画 (平成28年3月31日 文部科学大臣認可)	年度計画（平成28年度） (平成28年3月31日 文部科学大臣届出)
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>世界には、民族、宗教、言語、制度、習慣などの多様性が存在する。この多様性は、革新的なイノベーションの創出や心豊かな人類社会の営みにとって不可欠である一方で、時として、グローバル社会の健全な発展にとっての障壁にもなりうる。21世紀の人類は、こうした様々な要因が複雑に絡み合って噴出する社会的問題を解決するとともに、最先端の科学や技術開発がもたらす恩恵等を通して、人間性豊かな社会を構築しなければならない。そして、それを成し遂げるためには、学問の府である大学が、学問を介して多様な知の協奏と共創の場になることが必須である。未来を切り拓く原動力はここから生まれる。</p> <p>こうした背景を踏まえ、大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、大阪・関西の地から世界に開かれ、世界に貢献する大学として、世界各地より集まる優れた頭脳と才能が互いに切磋琢磨し、その潜在力を最大限に引き出しうる充実した教育研究環境を提供する。新たに構築する教育研究プラットホームでは、異分野融合による新学術領域の創成や専門分野を超えた能動的な知の統合学修を通じて、様々な要因が複雑に絡み合</p>		

っている地球規模の社会的問題を独創的なアプローチで解決するとともに、最先端の科学や技術の発展を推進し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。その結果として、グローバル社会の期待に応える世界屈指の研究型総合大学への進化を目指す。

大阪大学は、学問の真髄を極める高いレベルの教育研究を追求するとともに、学問を介して、知識、技能、経験、立場などの多様性を有する人々の相互理解と協働によるコラボレーティブ・イノベーションを推進する。また、「地域に生き世界に伸びる」をモットーとする本学は、国立大学法人としての社会的な責任を自覚し、さらに大阪の市民の力によって生まれた創建の経緯を踏まえつつ、国内外の市民や行政、経済、産業界などの幅広いパートナーと手を携え、社会とともに歩む大学でありたい。さらに本学は、持続的に発展し活力ある社会を創出するための変革を担う人材の育成や新たな価値の創成といった、グローバル社会が求める負託に応えていくものである。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織		
1 中期目標の期間		
平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。		

2 教育研究組織		
この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科を、別表2に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。		
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	
1. コラボレーティブ・イノベーションを推進するため、学問の真髄を極める能力である高度な専門知識と豊かな教養、高いデザイン力を有し、社会を牽引することができる「知」を備えた人材を育成する。	<p>1－1. 高度な専門知識を身に付けさせるため、新たな科目の企画と提供科目等の見直しを通じて、学位プログラムに基づく社会の要請も踏まえた体系的なカリキュラムに全学的に刷新し、新たに平成29年度から順次提供し、平成33年度までに完成させる。</p> <p>1－2. 学部・大学院において専門分野横断的な学修を通じて、豊かな教養を身に付けさせるため、社会人として求められる知性を養う高度教養教育プログラム等を開発し、全学的に提供する。</p> <p>1－3. これまで本学が推進してきた異分野融合による知の統合をさらに強化するため、平成29年度に新たな教育研究組織を</p>	<p>1－1－1. 各部局は、学位プログラムと新学事暦に対応した新カリキュラム及び移行計画を、関係部局と連携しながら検討を進めるとともに、順次、新カリキュラムへの移行準備にとりかかる。</p> <p>1－2－1. 全学教育推進機構等と各部局は、低学年教養教育の新カリキュラムを検討するとともに、新しい学事暦のもとで高度教養教育プログラムを実施する体制について協議を進め る。</p> <p>1－2－2. 現行のプログラムの評価と今後の方針を審議するために「高度教養教育プログラム検討WG（仮称）」を設置する。</p> <p>1－3－1. マルチリンガル・エキスパート養成プログラム運営協議会と各部局が協力して、平成27年度から開始されたマルチリンガル・エ</p>

	<p>創設する。社会の課題解決の道を見つけるデザイン力を身に付けさせるため、知と社会の統合を推進する高度汎用力（課題発見能力、課題解決能力、社会実践能力）を養う「高度汎用力教育プログラム」（仮称）の導入を平成29年度から開始し、21世紀の教養教育の在り方を提示する本学独自の科目を平成33年度末までに20科目開発する。また、複眼的視野と学際的・俯瞰的な視点を獲得するプログラムである副専攻プログラム、高度副プログラム、マルチリンガル・エキスパート養成プログラム等を開発・整備する。</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">(戦略性が高く意欲的な計画)</p>	<p>キスパート養成プログラムのコアプログラムの実施状況をモニターし、課題を整理するとともに、新たなコアプログラムの開始に向けて準備する。</p> <p>1－3－2. 「高度汎用力教育プログラム（仮称）」を実施する組織として、コラボレーティブ・イノベーション・センター（仮称）を設置する。コラボレーティブ・イノベーション・センター（仮称）及び全学教育推進機構と各部局が協力して、新学事暦に対応した大学院横断教育プログラムの実施体制を検討する。</p>
	<p>1－4. 言語、文化、慣習を理解し、他者と協働するコミュニケーション力を身に付けさせるため、言語教育、海外派遣プログラム等を実施する。また、平成33年度までに、2年次生の共通教育終了時においてTOEFL (ITP) スコア550点相当以上の者が8%となることを目指す。</p>	<p>1－4－1. コラボレーティブ・イノベーション・センター（仮称）が中心となり、コミュニケーションデザイン科目やグローバルコラボレーション科目等に関する新カリキュラムを策定する。また、全学および各部局の英語による授業の開講数を増加させるべく、新型英語教育における新カリキュラム案を検討する。</p> <p>1－4－2. グローバルイニシアティブ・センター（仮称）は、各部局と協力して短期留学プログラムや短期招へいプログラムを提供するとともに、サマープログラムの実施体制を整える。</p>
(2) 教育の実施体制等に関する目標		(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
2. 学問を介した多様な知の協奏と共創を実現するための教育研究拠点として教育の質	2－1. 学修イノベーション機構（仮称）を中心とした教育の内部質保証を進めるた	2－1－1. 全学教育推進機構、コラボレーティブ・イノベーション・センター（仮称）及び各

<p>向上を恒常的に行う体制を整え、教育成果を有効にあげられる組織の構築と教育力の強化に取り組むとともに、グローバルな教育交流の実現に向けた教育体制の国際標準化を進める。</p>	<p>めの全学的な体制を強化するとともに、グローバル化推進機構（仮称）を中心にグローバル化プログラム（海外派遣、インターン等）を企画・実施する体制を整備する。</p>	<p>部局は、ミッションを明確にして、平成30年度から始まる新カリキュラムの実施体制を検討する。</p>
	<p>2－2. 教育資源を有効に活用して教育効果を高め、グローバルな教育交流を強化するため、学事暦の改革を行ない、学位プログラムに沿って授業科目の配置等を見直すことにより、留学生受入や海外派遣といった相互交流（サマープログラム等）を強化する。</p>	<p>2－2－1. 各部局は、学位プログラムと平成29年度から導入を予定している新学事暦に対応した新カリキュラム及び移行計画を関係部局と連携しながら検討を進め、留学生受入や海外派遣といった相互交流（サマープログラム等）の導入準備を進める。</p>
	<p>2－3. 教育の質保証と国際標準化を進めるため、自主的学修を促進するシラバスの活用、GPA、単位制度の厳格な運用、科目番号制（ナンバリング）の導入等に取り組むとともに、授業アンケートにより恒常的に成果を検証し、改善する。</p>	<p>2－3－1. 各部局は、学生の自主的学修を促進するために、全学的なチェック体制のもとシラバスを充実化するとともに、厳正な成績評価、単位認定を行う。 2－3－2. 現行カリキュラムに対して、科目番号制（ナンバリング）の導入を試行する。</p>
	<p>2－4. PDCAサイクルに基づく教育の質向上を行うため、アセスメントプランを策定し、学生の意見や学修状況、学修成果の状況、卒業後の状況に関するデータを把握し、恒常的に教育改革の達成度の検証及び改善を行う。</p>	<p>2－4－1. 全学的なアセスメントプランの策定及び到達度評価実施体制を検討する。IRチームは、評価の基盤となる教育情報を一元化するための環境を整備する。 2－4－2. 授業評価アンケートの全学実施に向けて、実施状況を改善する。また、多様な全学学生アンケートを実施する。</p>
	<p>2－5. 学生の主体的な学修を促すため、アクティブラーニングをはじめとした効果的な教育方法を開発するとともに、国際通用性を備えた教育活動を担う教員の教育力向上に係るファカルティ・ディベロップ</p>	<p>2－5－1. アクティブラーニング等の効果的な教育方法を導入する教員を支援すると同時にその効果を検証する。全学教育推進機構の協力のもと、全学FD委員会において、アクティブラーニングを促す授業の展開状況を把握する</p>

	メント(FD)を通して、その成果を学内で普及・発展させる。	ための手法を検討・開発する。 2-5-2. 平成29年度からの導入に向けて、新任教員を対象とした、組織的なFDの実施体制について検討するとともに、全学教育推進機構は、各部局のニーズに対応したFDを、部局の求めに応じて実施する。各部局は、部局FDを実施する。
(3) 学生への支援に関する目標	(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
3. 学生の生活・学修・キャリア形成を支援する取組を充実させ、安心して意欲的な学修に取り組むことができる環境を整備する。	3-1. 優秀な学生に安定的な学修環境を提供するため、奨学金、授業料等減免、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)制度等を活用し、学生に対する経済的支援を充実させる。	3-1-1. TA・RA制度の実施状況(種別、人数、科目数、支払額等)の情報を収集する。また、TA制度の運用について再検討を行う。 3-1-2. 各部局は、各種奨学金情報を収集し、学生に提供するとともに、表彰制度等による学生支援の改善を検討する。
	3-2. 学生の学修を支援するため、Eラーニングシステムをはじめとした情報通信技術を活かした教育環境を整備する。	3-2-1. 全学教育推進機構は、サイバーメディアセンターと協力して、情報通信技術を用いた教育環境の整備と、全学授業支援システム、講義自動収録配信システム、授業応答システム等の全学運用および、教育学・教育工学的観点からの利用者支援を行う。 3-2-2. 各部局は、教材の電子化、遠隔講義の活用等を行う。MOOC教材を作成し、全世界に向けて配信すると共に、学内向けの利用計画を策定する。加えて、全学的なオンライン教材作成支援環境の整備を検討する。

	<p>3－3．学生の主体的活動を支援するため、学内のプログラムである「学部学生による自主研究奨励事業」等により、課外研究・課外活動を奨励するとともに、課外活動施設、ラーニングコモンズ等を整備・活用する。</p>	<p>3－3－1．学習サポート制度、自習室やコミュニケーションスペース等の整備状況を統合的に把握し、改善する体制を構築する。</p> <p>3－3－2．自主的な課外研究・課外活動を奨励し実施する体制及び環境を整備する。</p>
	<p>3－4．全ての学生が充実したキャンパスライフを送れるようにするため、キャンパスライフ支援センターが各部局に対して、学修上の困難や障害のある学生の修学支援のためのコンサルテーションを行うなど、キャンパスライフ支援センターと各部局が連携した修学支援体制を強化する。</p>	<p>3－4－1．キャンパスライフ支援センターは、学習上の困難や障がいのある学生への支援体制を充実させる。特に公正で適切な支援が行えるように障がいのアセスメント体制を整え、また各部局の相談窓口担当者による会議を継続的に開催して全学的な学生支援体制の整備を行う。</p>
	<p>3－5．学生のキャリア形成意識を高め、就職活動を支援するため、キャンパスライフ支援センターと各部局との連携とキャンパスライフ支援センターの組織体制を強化する。また、キャリア形成教育科目及びキャリア支援の改善・拡充を行う。</p>	<p>3－5－1．キャリア形成教育科目の体系化に向けて、キャリア形成関連科目の現状を精査、再考する。</p> <p>3－5－2．キャンパスライフ支援センターのキャリア支援ユニットを中心に、各部局と連携して、キャリア支援を行う。</p>
(4) 入学者選抜の改善に関する目標	(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置	
4．多様な能力や経歴を持つ、志の高い優秀な人材を国内外から選抜するため、入試方法の多様化と多面的・総合的入試のための体制整備に取り組む。	<p>4－1．アドミッションポリシーに基づき、従来の入試選抜方法に加え、国際バカロレア、TOEFL 等の外部試験・資格、能動的・主体的に取り組んだ活動経験、面接又は口頭試問の結果等、多様な観点を取り入れた独自の総合入試制度を平成 29 年度から導入し、入学定員の約 10%（約 300 人）を受け入れることを目指す。また、国全体の</p>	<p>4－1－1．グローバルアドミッションズオフィスは、各部局と協力して、多様な観点を取り入れた総合的選抜を行うために情報収集を行うとともに評価方法を定める。後期日程を停止し、世界適塾入試（平成 29 年度入試）を実施する。</p>

	<p>入試制度の変更を見据えて、多面的・総合的入試を確実に実施するための学内体制を整備する。</p> <p>4－2. グローバルアドミッションズオフィスを中心として、新たな私費外国人留学生入試（海外で入試選抜試験を実施した上で、入学前に本学で日本語予備教育を行う等）等、多様な入試選抜方法によって、留学生を増加させ、平成33年度末までに全学生の15%程度の留学生を受け入れる。</p> <p>4－3. スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパーグローバルハイスクール（SGH）に採択された高校等と密接な連携をとり、グローバル人材の育成を推進する。また、生涯を通じた学修を促すため、公開講座や学術講演会など、社会人が学べる環境を充実させる。</p>	
	<p>4－2－1. グローバルアドミッションズオフィスが中心となり、多様な私費留学生受入方式を検討しつつ従来の入試の改善を行う。</p> <p>4－3－1. スーパーサイエンスハイスクール採択校、スーパーグローバルハイスクール採択校、連携協定締結校との連携を強化し、課題探究型学習を支援してグローバル人材育成を推進する。</p> <p>4－3－2. 社会人リカレント教育に関するプログラムの開発を行い、その成果をプログラム数の充実等に反映させる。</p>	
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
5. 社会変革をもたらすイノベーションの推進や心豊かで平和な社会の実現のため、学内の多様性を強みとした異分野融合による新たな学術領域の創造、学術研究の推進により、学問の真髄を極める基礎・基盤研究を振興する。	5－1. 学問の真髄を極める基礎・基盤研究を推進するため、研究分野ごとの研究力の状況を把握するための指標の収集、分析に係る新たな評価システムを整備し、研究マネジメント人材を確保・活用しつつ、強みを有する研究分野を把握する。	5－1－1. 研究マネジメント人材を確保・活用しつつ、研究分野ごとの研究力の状況を把握するための指標、新たな評価システムの検討を開始する。

	<p>5－2. 萌芽期にある若手研究者の研究支援を積極的に行うため、本学独自の支援プログラムである若手研究者キャリアアップ支援プログラムやチャレンジ支援プログラム等を発展させる。</p> <p>5－3. 本学の強みである分野横断型の新領域研究を創成するためのインキュベーションとして、異分野複合領域を含めた世界屈指の学術領域を創成するための母体となる組織を平成33年度末までに10領域程度設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)</p>	<p>5－2－1. 本学独自の支援プログラムであるチャレンジ支援プログラムなど若手研究者の研究支援に向けた具体的な方策を継続して実施するとともに、より効果的な方策を検討する。</p> <p>5－3－1. 分野横断型の新領域研究を創成するための体制整備を進める。</p>
(2) 研究実施体制等に関する目標	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	
6. 多様な知の協奏と共創を実現することを目的とした世界屈指の研究型総合大学への進化を可能とするグローバルかつ闊達な研究環境を整備する。	<p>6－1. 優秀な人材を確保し闊達な研究環境を実現するため、評価連動型年俸制やクロス・アポイントメント制度等を活用し、優れた業績を有する研究者の招へいを進める。</p> <p>6－2. 質の高い国際共同研究を推進するため、国際共同研究促進プログラムをはじめとする様々な制度を活用し、国際ジョイントラボ等を平成33年度末までに80程度形成する。(戦略性が高く意欲的な計画)</p> <p>6－3. 異分野の若手研究者との共同研究を支援する学内プログラム等を活用し、本学がイニシアティブを取り得る領域を先導する優れた研究者を支援する。</p>	<p>6－1－1. 国際共同研究促進プログラム(短期人件費支援)を実施し、クロス・アポイントメント制度等の活用により、優れた業績を有する研究者の招へいを推進する。</p> <p>6－2－1. 国際共同研究促進プログラムを引き続き実施して新たに8件程度採択するとともに、国際共同研究を支援して新規の国際ジョイントラボ等を形成する。</p> <p>6－3－1. 異分野の若手研究者との共同研究を支援する学内プログラムである未来知創造プログラムを引き続き実施し、学内共同研究を支援する。</p> <p>6－3－2. 分野横断的、学際・融合的な研究を支援するため、新たな研究支援制度(知の共創プログラム)を構築し、実施する。</p>

<p>7. 附置研究所・センター等における共同利用・共同研究を通じて大学の研究力向上に寄与するとともに、附置研究所・センター等の機能を強化する。</p>	<p>7-1. 大学の研究力の増大、研究機能向上に寄与するため、共同利用・共同研究拠点を介した共同利用・共同研究を実施するとともに、これらの活動を通じた人材育成に取り組む。</p> <p>7-2. 我が国の学術研究の裾野を広げ、水準を高めるため、共同利用・共同研究拠点を介した学術研究の進展や新分野創成等に取り組む。</p> <p>7-3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、研究所・センター間の連携に向けた施策（共同利用・共同研究の公募等）の促進、人材育成・人材交流のための施策（滞在型研究員、客員教員、招へい教員等の受け入れ）などに取り組む。</p>	<p>7-1-1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設は学内及び学外との共同利用・共同研究を実施し、これらの活動を通じて、大学院生や研究者を育成する。</p> <p>7-2-1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設を介して、海外の研究機関・研究者等との共同利用・共同研究、新分野創成等に向けた共同利用・共同研究を実施する。</p> <p>7-3-1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設は、共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、拠点間連携、人材交流等のための施策を実施する。</p>
<p>3 その他の目標</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p>	
<p>(1) 社会連携や社会貢献に関する目標</p>	<p>(1) 社会連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>8. 社会ニーズを先取りしたオープンイノベーションを創出すべく、産学官の戦略的かつ包括的な連携を強化・推進し、本学の研究成果を国内外に広く還元することで、グローバル社会が求める責務に応える。</p>	<p>8-1. 産学官連携組織を通じて、個別企業等との共同研究・受託研究と併せて地域の経済団体等との多様な連携を推進する。また、本学の海外拠点等と連携して国際的な連携を推進する。</p>	<p>8-1-1. 企業・地域の経済団体等との包括的な連携に向けた方針及び構想に関する関連部局間での検討を行うとともに、個別企業等との共同研究・受託研究を推進する。</p>
	<p>8-2. 学内及び学外の様々な組織と連携して大学の知的財産の創造・保護・活用を促進する。</p>	<p>8-2-1. 各部局の産学連携・知的財産担当部署、ならびに、関係する学外組織・企業との知的財産の創造・保護・活用促進に関する連携体制を検討する。</p>

	8－3. 企業等との協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化させ、これらを利用して産学連携での人材育成や挑戦的な研究に取り組む。共同研究講座・協働研究所等については、平成33年度末までに新規のテーマに取り組む講座・研究所を40以上にすることなどにより、共同研究費が1000万円以上の大型共同研究を増加させ、新しい研究テーマの発掘やオープンイノベーションの創出につなげる。(戦略性が高く意欲的な計画)	8－3－1. 「产学連携から产学共創へ」を新たなコンセプトに掲げ、オープンイノベーションの実現に向けた具体的な取組構想を検討する。
9. 大学知の循環を活発化させるため、大学の知的資源を広く社会に発信し、社会との連携・協働による社会貢献活動を行う。	<p>9－1. 各種公開講座、サイエンスカフェ、ワークショップその他の公開イベント等により研究者の研究成果を発信するとともに、参加者アンケート等により、これらの実施状況を検証して活動を活性化させる。このようにして、研究者の研究成果の積極的な公開等、大学知と大学の人的資産を広く社会に発信するアウトリーチ活動をさらに強力に推進する。</p> <p>9－2. 自治体、企業、卒業生等と連携・協働して、公開講座、セミナー、シンポジウム等の催事を開催するなどにより、学術・文化・教育その他の社会貢献活動を充実させ、これらの活動を通じて知的資源の情報発信を一層推進する。</p> <p>9－3. 関係機関との密接な協力のもと、医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新</p>	<p>9－1－1. 大阪大学21世紀懐徳堂が中心となり、学内の組織と連携するなどにより、アウトリーチ活動を推進するとともに、アウトリーチ活動実施の啓発を行う。また、学生の主体的な社学連携活動の支援を検討する。</p> <p>9－1－2. アウトリーチ活動を強力に推進するため、男女協働推進・社学連携室を中心に、学内の社学連携活動拠点の機能を分析し、効率的な活動につながる方策等を検討する。</p> <p>9－2－1. 自治体等との連携等により、双方の活動に資する社会貢献活動を行う。</p> <p>9－2－2. 教育に関連した社会貢献活動を充実させるため、必要に応じて教育室等との連携を行う。</p> <p>9－3－1. 医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新研究領域開拓の計画及び取組みについて、検</p>

	<p>たな研究領域を開拓し、教育現場における諸課題の克服に資するよう、研究成果の社会への還元や関係する普及啓発活動を進める。</p>	<p>討を行い、教育現場と連携して検討状況について発信する。</p>
(2) グローバル化に関する目標	(2) グローバル化に関する目標を達成するための措置	
10. 徹底した「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、多様な知の協奏と共創を具現化する世界展開力を強化する。	<p>10－1. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、グローバルな活動により高い専門性と国際的な視野を育成するため、平成33年度末までに全学生の8%の学生を海外に派遣する。また、バックグラウンドを異にする「知の交流」を促進するため、平成33年度末までに全学生の15%の留学生を受け入れる。 (戦略性が高く意欲的な計画)</p>	<p>10－1－1. 学生交流推進WGを設置し、留学生受入れ増加及び派遣増加の方策及び大学のグローバル化に伴うさまざまな課題やリスク管理策を検討し、実行可能なものから順次実施していく。</p> <p>10－1－2. 各部局は、学部および大学院における従来の留学生受入れ方式・就学支援および就職支援方式について調査・検討し、新たな留学生受入れ方法の提案及び数値目標を策定する計画を立案する。</p>
	<p>10－2. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、学生・研究者の国際交流を促進するため、海外の大学・研究機関等との大学間学術交流協定の戦略的な締結を進め、平成32年度末までに120件に増加させる。また、グローバルキャンパスの一環と位置付ける海外拠点を体系的に整備・拡充し、その活動を活発化させる。</p>	<p>10－2－1. グローバル連携室を中心に既存の交流協定に基づく交流状況の調査、分析を実施し、交流協定の締結戦略について検討する。</p> <p>10－2－2. 本学における国際交流をより一層促進させるため、グローバル連携室を中心に海外拠点等を利用して海外の大学等の情報収集を行うとともに、海外拠点の活動状況の調査を行う。また、海外拠点を積極的に活用し、各所掌地域で開催される各種イベント等を支援する。さらに、UC/UCEAP 大阪オフィスと連携し、昨年度に引き続き UC 学生を対象とした理工系短期留学受入プログラム「FrontierLab@OsakaU Summer Program」を受入れ人数を増やして実施</p>

		するとともに、学生に対する国際教育及び海外留学への意識向上として、英語による特別講義（Case Based Critical Thinking）を開催する。
	10－3. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、新規採用者等への年俸制導入により平成33年度末までに1700名程度の年俸制教員を採用するとともに、クロス・アポイントメント制度等を活用し、平成33年度末までに外国人教員数を400名程度に増加させる。	10－3－1. 国際共同研究促進プログラム等を利用し、クロス・アポイントメント制度を積極的に活用するとともに、外国人教員雇用支援事業を実施することにより、外国人教員の更なる採用を促進する。
(3) 産業競争力強化法の規定に基づく出資等に関する目標	(3) 産業競争力強化法の規定に基づく出資等に関する目標を達成するための措置	
11. 大学によるイノベーション活動の世界標準化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動を活性化させる。	11－1. 認定特定研究成果活用支援事業者の株主として、プログラムのパフォーマンスをみるため、学内に設置した共同研究・事業化委員会等に認定特定研究成果活用支援事業者から報告させることにより、その運営状況のモニタリングに取り組む。	11－1－1. 共同研究・事業化委員会において、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社から出資事業の活動状況の報告を受け、モニタリングを実施するとともに、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社とも連携し、大阪大学発ベンチャーの活動を活性化させる方策を検討する。
	11－2. 大学における技術に関する研究成果を事業化させるため、認定特定研究成果活用支援事業者との情報共有体制の構築によるプレ・インキュベーションの支援、人的・技術的支援、新たな社会的価値創出に結び付く事業化のための助言を、特別運営費交付金を活用し取り組む。	11－2－1. 共同研究事業化推進グループにおいて、特別運営費交付金を活用した事業計画、実施体制、予算計画の策定を検討するとともに、特許分析、研究者データベースを活用し、実用化を目指す研究シーズの発掘を開始する。
	11－3. 大学における教育研究活動を活性化させるため、認定特定研究成果活用支援事業者の事業活動に関連する共同・受託研究	11－3－1. 大学における教育研究活動活性化のために、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社と連携して、本学の共同・受託研究を推進す

	<p>の推進、特別運営費交付金を活用したアントレプレナー教育の推進に取り組む。</p>	<p>る体制を整備する。</p> <p>11－3－2. 大学技術の商業化先進事例を参考に、特別運営費交付金を活用した事業化のためのアントレプレナー育成手法を検討し、実施する。</p>
	<p>11－4. イノベーションエコシステムを構築するため、認定特定研究成果活用事業者の事業に結び付く民間ベンチャーキャピタル（VC）・技術移転機関等との連携に、特別運営費交付金を活用し取り組む。</p>	<p>11－4－1. イノベーションエコシステムを構築するため、大阪大学発ベンチャーの事業に結び付く民間ベンチャーキャピタル（VC）・技術移転機関等との連携について方策を検討する。</p>
	<p>11－5. 地域における経済活性化に貢献するため、認定特定研究成果活用支援事業者と連携して、大学発ベンチャーの設立や地域の企業、自治体との連携に取り組む。</p>	<p>11－5－1. 地域における経済活性化に貢献するために大阪大学のシーズを活用した大学発ベンチャーの設立を支援する体制を各部局と連携し構築する方策について、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社と連携して検討する。</p> <p>11－5－2. 大阪大学発ベンチャーと地域企業・自治体との連携を構築する方策を検討する。</p>
(4) 附属病院に関する目標	(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置	
12. 先進医療開発病院、高度機能病院及び地域中核病院としての機能を向上させる。	<p>12－1. 医学部附属病院及び歯学部附属病院の特質と機能を活かして、臨床研究・橋渡し研究を推進するとともに、社会の要請に応じた先進的医療を開発・導入する。</p>	<p>12－1－1. 臨床研究及び新規医療技術のトランスレーショナルリサーチの実践を推進するとともに、先進的医療の開発・導入を推進する。 臨床研究環境の整備や臨床研究の支援を強化するための組織の設置に取り組む。</p>
	<p>12－2. 高度機能病院・地域中核病院として地域病院等との連携に取り組み、急性期医療、がん治療、移植医療、再生医療等を推進する。</p>	<p>12－2－1. 地域連携支援体制の充実に取り組むとともに、高度機能病院として集学的がん診療、臓器移植、造血幹細胞移植、再生医療等を推進する。</p>

	12－3．医療の質と安全性の向上を推進するため、医療安全・感染対策等に関わる取組・体制を充実させる。	12－3－1．医療安全の徹底及び職員教育として、医療安全・感染対策等に関わる講習会・研修会の開催や院内巡視等に取り組む。
13．教育・研修機関としての大学病院の使命を果たす。	13－1．良質な医療従事者を育成するため、医療研修制度の検証・改善、専門医等の育成に向けた教育、各種医療従事者に対する生涯研修に取り組む。	13－1－1．平成29年度から始まる新たな専門医制度に対応した専門研修施設及びプログラムを整備する。 歯科医師臨床研修プログラムの検証・改訂に取り組む。 専門医等の育成に向けた教育の実施、各種医療従事者に対する研修の実施や学術セミナーを開催する。
14．適切な運営基盤を構築し、大学病院の診療の活性化を推進する。	14－1．機能的で効率的な運営体制を確立し、病院経営基盤を強化するとともに、患者サービスの向上に取り組む。	14－1－1．各診療科及び各部署を対象として病院長によるヒアリングを実施し、現状の把握・分析、問題点の抽出、改善に向け取組を推進する。 病院長のリーダーシップのもと、病院長裁量経費の配分や適正な人員配置に取り組む。
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標		II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
1 組織運営の改善に関する目標		1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
15．総長のリーダーシップのもと、機動的・弾力的な組織運営を行い、学内外の意見を適切に反映しつつ、大学が直面する諸課題に迅速に対応する。その過程においては、本学構成員の合意形成と透明性の確保を旨とする経営戦略に基づくガバナンスを確立する。	15－1．総長のリーダーシップのもと、大学の強みや特色を生かした機動的なガバナンス体制を構築する。また、大学全体で取り組むべき横断的な教育・研究を機動的にマネジメントすることにより、総長のリーダーシップを発揮しやすい環境を整備する。これらの取組を通じて積極的な大学改革と部局マネジメントを進める。	15－1－1．理事が所掌する事項について、室員の合議による、合議形成を経た意思決定を行う「室」を設置し、室長である理事が方向性を判断することにより、スピード感を持った意思決定を行う。さらに、室連絡協議会を設け、室間の連携・調整を行う。

	<p>15－2. 大学の戦略に沿った重点施策を効果的に推進するため、総長のリーダーシップのもと、予算・ポスト等の学内資源配分等を戦略的に行う。</p>	<p>15－2－1. 総長のリーダーシップが発揮できるよう、全学的な視点から重点的経費の戦略的予算配分を行う。また、大学に留保したポストについて、戦略性と発展性をもった重点的な配分を進める。</p>
	<p>15－3. 優秀な人材を確保するため、評価連動型年俸制、クロス・アポイントメント制度等を推進するなど、人事・給与制度の柔軟化に取り組む。</p>	<p>15－3－1. 評価連動型年俸制、クロス・アポイントメント制度を推進しつつ、その検証を行い、必要に応じ制度の見直しを行う。</p>
	<p>15－4. 内部統制を整備するため、迅速かつ機動的な内部監査を行いつつ、監事及び会計監査人との連携を強化しながら運用状況の検証・評価に取り組み、適正な事務処理の改善に反映させる。</p>	<p>15－4－1. 平成28年度業務監査及び会計監査に係る監査計画を作成し実施する。また、監事、監査室、会計監査人との三者会議を実施し、監査結果を共有する。</p> <p>15－4－2. 平成27年度業務監査及び会計監査の指摘事項への改善状況を事後確認する。</p>
16. 大学の多様な活動を支えるため、多様な人材の活用、教職員人事の活性化と人事制度の柔軟な運用を推進する。	<p>16－1. 個々の教育研究活動を活性化させるため、柔軟な人事制度及び公平性を確保した評価制度の下、公正かつ適切な待遇を行う。</p>	<p>16－1－1. 教育研究等の実績に応じた新たなインセンティブ等の検討を開始する。</p>
	<p>16－2. 教育研究の質を向上させるため、男女共同参画を推進し、育児、介護状況にある人材に対する支援として、育児室の新設、短時間勤務制度の利用促進など必要な環境を整備する。また、女性教員の割合を向上させるとともに、女性管理職の割合を11%程度に増加させる。</p>	<p>16－2－1. 男女共同参画を推進するための新たな推進体制のもと、「男女共同参画推進基本計画」に続く「男女協働推進宣言（仮称）」を策定し、これに基づく施策を開始する。</p>
	<p>16－3. 多様な人材の活用を一層進めるため、障害者雇用など社会が求める雇用の環境整備に取り組む。</p>	<p>16－3－1. 障がい者法定雇用率を維持するため、障がい者の雇用促進方策を維持しつつ、障がい者雇用等のための新たな業務内容等について検討する。</p>

	16－4. 大学を支える優れた人材を育成するため、国内外の諸機関との人事交流を積極的に行い、各種研修制度等により教職員の能力を向上させる。	16－4－1. 教職員に対する研修、自己啓発休職等の実施状況を確認し、その内容について検証する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
17. 教育研究力の活性化に向けた組織の在り方を恒常に見直し、効果的かつ未来志向な組織整備を進める。	17－1. 総長のリーダーシップのもと、部局や各組織の果たすべき役割や機能の必要性を戦略的に判断し、教育研究組織の再編成に取り組む。また、当該見直し・再編成の効果を事後に検証するなど、組織の機能の在り方を見直す仕組みを構築する。	17－1－1. 総長のリーダーシップのもと、教育研究組織の果たすべき役割や機能の必要性を戦略的に判断し、同組織の見直しを行う。
	17－2. 新たな教育研究組織を平成29年度に設置し、本学の教育研究資源を戦略的に発展・統合させ、異分野の統合や新学術領域に関わる知の統合学修を、高次元かつ個性豊かなプログラムを基盤としながら実現する。	17－2－1. 平成28年度に設置するコラボレーション・イノベーション・センター（仮称）を母体として、新たな学位プログラムを設置するための検討を行う。
3 事務等の効率化・合理化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
18. 高度な教育研究をサポートする効率的・効果的な事務体制の確立に向けた取組を進める。	18－1. 効率的・効果的な事務体制を確立するため、新たなニーズや業務内容の変化に応じて事務組織を整備するなど、事務組織の機能や編成を見直し、事務改革に取り組む。	18－1－1. 事務組織の機能や編成について効率性・効果性の観点から検討するとともに、可能なものから見直しを進める。
	18－2. 事務の効率化を進めるため、事務処理方法を見直すことにより、事務手続きの簡素化を進めるとともに、ITシステムの活用等に取り組む。	18－2－1. 事務簡素化・効率化について検討するとともに、可能なものから実行する。

	18－3．教育・研究のサポートを強化し、社会の要請に適切に対応できるようにするため、各種研修制度等により事務職員の能力を向上させ、柔軟で活力を持った事務体制の構築に取り組む。	18－3－1．若手職員（平成27年度未受験者・平成27年度新規採用者等）にTOEIC-IPテストを受験させるとともに、研修等を通じ英語力向上に資する取組を行う。 18－3－2．簿記、知財等の専門研修を実施し、専門資格の取得を促進する。
III 財務内容の改善に関する目標		III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標		1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
19. 外部資金を獲得しつつ、大学独自の基金制度により自己収入を増加させる。	19－1．持続的・効果的な経営基盤を構築するため、大型研究費獲得支援、科研費相談員制度等により、競争的資金、奨学寄附金などの外部資金の獲得を促進するとともに、附属病院収入の增收方策の推進等により、学生納付金や附属病院収入などの自己収入を確保する。	19－1－1．競争的資金の積極的な獲得に向けて従来からの方策を継続して実施するとともに、より効果的な方策を検討する。 19－1－2．受験生を確保するため、本学の教育や研究内容等について積極的に広報を行う。 19－1－3．附属病院収入の安定的な確保の実現に向け、適切な物的資源の配分や人的配置を行う等、增收に向けた方策を引き続き実施する。
19－2．卒業生、保護者、企業などへの募金活動を強化することにより、本学独自の基金「大阪大学未来基金」を拡大させる。	19－2－1．多角的な事業の展開、効果的な対面渉外活動の実施、渉外本部と卒業生室との連携を通じた卒業生との継続的関係構築等により、基金獲得体制を整備する。	
2 経費の抑制に関する目標		2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
20. 健全な財務内容を維持するため、経費の抑制とコストの削減を行う。	20－1．業務の検証に基づく経費の合理的執行の徹底、情報技術の積極的な活用の推進、効率的な施設運営により管理的経費の削減を行う。	20－1－1．一括購入の見直しや各種役務契約の見直し等により、経費削減に繋がる改善策を推進する。 20－1－2．エネルギーの実績データを利用して、各部局の使用状況を分析し、その結果を周知することで省エネ意識を涵養する。

		20－1－3. 経費の合理的執行を徹底する仕組みの確立に向けて、前年度に更新した財務会計システムに係る検証を行う。
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
21. リスクに留意しながら資産と資金の有効な運用を行う。	21－1. 資産の効率的・効果的な活用のため、保有資産の現状を正確に把握・分析し、学内の教育研究機器の全学共同利用化などを実施する。 21－2. 資金の計画的な運用を行うため、今後の資金需要や金利動向等を勘案しつつ、長期・短期を組み合わせたきめ細かい資金運用を実施する。	21－1－1. 保有資産を有効かつ効率的に活用するため、利用状況・運営状況も含めた資産の実態把握を行い、整理・分析した上で、保有資産の有効活用に向けた様々な取組を総合的に推進する。 21－2－1. 資金の計画的運用を行うため、専門家を含む運用ワーキンググループの意見を取り入れた最適な運用に取り組む。
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1 評価の充実に関する目標	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
22. 教育、研究、社会貢献及び管理運営に関する大学の諸活動を点検・評価し、その結果を組織運営の改善につなげる。	22－1. 大学と各部局は中期目標・中期計画に沿った年度計画を策定した上で、計画の達成状況を自己点検・評価する。また、学外有識者等の多様な視点からの評価を受けるために外部評価を実施する。 22－2. 評価結果は、部局にフィードバックするとともに、大学運営の改善に活用する。部局の評価結果等についてはホームページ等を通じて公表する。	22－1－1. 全学として重視する評価指標を設定するなど、評価手法の改善を図った上で、達成状況評価を実施する。 22－2－1. 大学機関別認証評価の結果を全学にフィードバックするとともに、大学運営の改善に活用する。また、達成状況評価の評価結果を各部局にフィードバックするとともに、ホームページで公表する。

2 広報に関する目標	2 広報に関する目標を達成するための措置
23. 社会と向き合う戦略的な広報を展開して、大阪大学の認知度を国内外で高める。	23－1. 本学のブランド力や知名度をより向上させるため、教育・研究・社会貢献などの大学の諸活動に関する情報発信を国内外向けに行う。さらに、英文ホームページを中心とした多言語ホームページの拡充等を通じて積極的な海外への広報活動を展開する。
V その他業務運営に関する重要目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
1 施設設備の整備・活用等に関する目標	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
24. 地球環境に配慮し地域・社会と共生する安心・安全なキャンパスを整えつつ、教育研究における世界最高水準のグローバル・イノベーション拠点の実現を目指す。	<p>24－1. 教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用する。進行中の「施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PFI(Private Finance Initiative) 事業」を確実に推進するとともに、グローバルな視点からの宿舎再編整備等において PFI 事業を推進する。</p> <p>24－2. 世界的拠点として魅力ある教育研究環境を構築するため、長期的視野に立ったキャンスマスタートップランのもと、地球環境に配慮し地域・社会と共生する安心・安全なキャンパス環境の整備を進める。また、近隣自治体と連携して、キャンパスの整備を進める。</p>
	<p>24－1－1. 広報活動を充実させ、大阪大学の教育・研究活動等を国内外に積極的に発信していく。</p> <p>24－1－2. 進行中の PFI 事業 ((豊中) 学生交流棟施設整備等事業、(吹田) 研究棟改修 (工学系) 施設整備等事業) を確実に推進するとともに、グローバルな視点からの宿舎再編整備等において、PFI 事業を推進する。</p> <p>24－2－1. キャンスマスタートップランに基づき、街路の継続的な補修など、安心して移動や利用ができるキャンパス交通環境の整備を進める。</p> <p>24－2－2. キャンスマスタートップランに基づき、構成員や周辺住民にとって魅力あるキャンパス環境を形成するため、キャンパスアメニティーの充実を進める。</p>

	<p>24－3. 効率的なスペースの運用・再配分を行うため、全学的・戦略的な観点から施設の有効利用に関する点検・評価を実施する。</p> <p>24－4. 既存施設の長寿命化のため定期的な劣化状況の把握等を行い、独自の予算措置のもとに計画的な施設老朽化対策を実施するとともに、省エネルギーに資する効率化・合理化を行う。</p>	<p>24－3－1. 効率的なスペースの運用・再配分を行うため、全学的・戦略的な観点から施設の有効利用に関する点検・評価を実施する。</p> <p>24－4－1. 維持保全マニュアルに基づき、適切な維持保全を行うとともに、施設老朽化対策により緊急性、必要性の高い建物の改修、建築設備の更新等を実施する。</p> <p>24－4－2. 省エネルギーの実施状況等の調査・分析を行い、効率的な省エネルギー対策を検討する。省エネ推進会議を開催し、全学的な省エネルギー活動を推進する。夏季・冬季の節電・省エネ計画を策定する。</p>
2 リスク管理に関する目標	2 リスク管理に関する目標を達成するための措置	
25. 全学的なリスク管理体制のもと、危機管理意識の高い教育研究環境を構築する。	<p>25－1. 危機管理意識の高い教育研究環境を構築するため、大学のリスクについて点検し、情報を一元管理する。</p> <p>25－2. 実験・研究は、労働安全衛生法に基づく作業環境測定、安全衛生巡視、教職員健康管理など法令等に基づき厳正な安全衛生管理のもとで行うとともに、実験廃液の処理、薬品管理支援システムを運用するなど環境を保全する。</p> <p>25－3. 学生・教職員の危機管理意識を高めるため、リスク管理・安全衛生管理・環境保全に関する講習会を開催するなど効果</p>	<p>25－1－1. 危機管理意識の高い教育研究環境を構築するために、事故・災害に関する情報を各関連部署と連携を強化し、大学のリスクについて点検し、事故・災害情報の分析を行う。</p> <p>25－2－1. 実験・研究の安全衛生管理の推進のための作業環境測定を継続的に実施し、法令等に基づいた各部局の安全衛生管理・環境保全対策にフィードバックする。</p> <p>25－2－2. 適正な実験・研究環境の維持のための安全衛生巡視を継続的に実施し、各部局の安全衛生管理・環境保全の向上について指導・助言を行う。</p> <p>25－3－1. リスク管理担当理事及び安全衛生管理部において、リスク管理に関する全学的な教育・講習を継続的に実施するとともに、各部局</p>

	的なリスク管理教育を実施する。	の状況に応じたリスク管理教育・講習の実施を促進する。
	25－4．学生・教職員のこころの健康づくりを推進するため、相談や診療、復職支援等を実施するとともに、監督的立場にある教職員に対する研修会を開催することにより、メンタルヘルスケアを積極的に行う。また、研修の実施や啓発リーフレットの配布、ポスター掲示等、多様なアプローチによる啓発活動をし、ハラスメントの防止対策を徹底する。	25－4－1．メンタルヘルスケアに係る診療・相談・復職支援を適切に実施する。 25－4－2．教職員の理解を高めるためにキャンパスライフ支援センターとの共催で各部局を対象にメンタルヘルス研修会を実施する。 25－4－3．安全衛生管理部と協力して、管理監督的立場にある教職員を対象にメンタルヘルス講習会を実施する。 25－4－4．ハラスメント防止のための研修等を実施し予防啓発に努めつつ、新たな啓発方法について検討し実施する。
3 法令遵守等に関する目標	3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	
26. 国民からの期待に応え、信頼される大学として、社会の要請や課題に対応しつつ、法令を遵守し、適正な大学運営を行う。	26－1．公的研究費の不正使用を起こさないという決意を持ち、公的研究費の適正な執行管理を徹底するため、全学的な公的研究費の不正使用防止に関する責任体系のもとで、適正な運営及び管理のための環境整備、教職員の意識向上に向けコンプライアンス教育を実施する。	26－1－1．公的研究費の不正使用防止のため、ルールと実態の乖離がないか研究室へのモニタリングを充実するなど再発防止策の継続的かつ効果的な取組を実施する。 26－1－2．公的研究費に携わる教職員・院生等の意識向上に向け、広報誌の発行やコンプライアンス教育を実施する。
	26－2．研究者等に求められる倫理規範を修得させるため、教員・学生を対象とした研究活動における不正行為を防止するための倫理教育等を実施する。	26－2－1．各部局の研究倫理教育責任者が中心となり、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施する。
	26－3．本学の有する情報資産の保護及び活用のため、大阪大学情報セキュリティポリシー及び対策基準を遵守し、情報セキュリティを確保する。	26－3－1．情報セキュリティの意識向上を図るため、講習会の開催及び意識チェックを実施する。 26－3－2．情報セキュリティ確保に係る評価指標の策定を開始する。



大阪大学
OSAKA UNIVERSITY